

○高梁市看護師等養成奨学金貸付条例施行規則

平成22年1月29日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、高梁市看護師等養成奨学金貸付条例（平成21年高梁市条例第64号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の申請)

第2条 条例第3条の申請は、高梁市看護師等養成奨学金貸付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、連帯保証人2人が連署し、条例第2条第1号に規定する学校等の長の奨学生推薦書（様式第1—1号）、在学証明書及び現住所を証明する書類を添え、市長が別に定める場合を除き、当該年度の4月末日（当該日が、高梁市の休日を定める条例（平成16年高梁市条例第2号）第1条に規定する休日に当たるときは、同項に規定する休日の翌日）までに行わなければならない。

(連帯保証人の資格)

第3条 前条の連帯保証人は、次の各号のいずれにも該当する2人とし、そのうち1人は高梁市看護師等養成奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付けを受けようとする者の親権者又はこれに類するものでなければならない。

- (1) 成人であること。
- (2) 返還能力を有していること。

(貸付の決定及び通知)

第4条 市長は、申請書を受理したときは、奨学金の貸付けについて適否を審査し、奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）を予算の範囲内で決定するものとする。

2 前項の適否の審査に際し、市長は奨学金の貸付けを受けようとする者に、現在の学校等に入学する以前に在学していた学校の成績証明書等の書類を提出させることができるものとする。

3 市長は、第1項の決定をしたときは、高梁市看護師等養成奨学金貸付決定通知書（様式第2号）により、奨学生に通知するものとする。

(借入証書等)

第5条 前条第3項の通知を受け取った奨学生は、速やかに連帯保証人2人と連署した高梁市看護師等養成奨学金借入証書（様式第3号。以下「借入証書」という。）及び高梁市看護師等養成奨学金借入返還（変更）計画書（様式第4号。以下「借入返還計画書」という。）

を市長に提出しなければならない。

- 2 奨学生は、貸付けを受けた年度の翌年度以降毎年4月に、その年度の借入予定額及び借入予定額に係る借入返還計画を記載した借入証書及び借入返還計画書に在学証明書及び現住所を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付の方法)

第6条 条例第6条の貸付の方法は、期別の最初の月(奨学金の貸付けを決定した初年度の最初の期は、市長が定めた日)に、その期に奨学金の貸付けを行う額の全額を、あらかじめ奨学生が指定した銀行等の口座に振り込むものとする。

(貸付の再開等)

第7条 奨学生が休学により奨学金の貸付けを停止していた場合において、復学し、成業すると市長が認めるときは、第5条及び前条の規定に準じ、貸付けを再開するものとする。ただし、休学の期間は1年間を限度とする。

- 2 奨学生が条例第2条第1号の学校等を卒業した後、進学したときは、条例第9条第3号の規定によるものとし、さらなる貸付けはしないものとする。また、学校等を卒業後においても保健師、助産師又は看護師(以下「看護師等」という。)の資格が取得できていない場合に、新たな学校等へ在学することに至っても同様とする。

- 3 奨学生が条例第2条第1号の学校等で、短期大学等から大学等へ編入したときは、前の学校等の在学期間に、編入した大学等の正規の修学期間を加えた期間、貸付けを行うものとする。ただし、貸付けを行う期間は、前の学校等の在学期間を含め5年間を限度とする。

- 4 奨学生が原級留置した場合において成業すると市長が認めるときは、正規の修学期間に加え、さらに1年間を限度として貸付けができるものとする。

(借入返還計画の変更)

第8条 奨学生は、前条の借入返還計画書に記載した事項に変更があったとき又は借入返還計画書に記載した事項を変更しようとするときは、市長へ変更の内容を記載した借入返還計画書を提出し、その承認を受けなければならない。

(借用証書等)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、貸付けを受けた奨学金の全額について、連帯保証人2人と連署した高梁市看護師等養成奨学金借用証書(様式第5号。以下「借用証書」という。)及び高梁市看護師等養成奨学金返還(変更)計画書(様式第6号。以下「返還計画書」という。)を、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 卒業したとき。

- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の貸付けを廃止されたとき。
- (4) 奨学金の貸し付けを辞退したとき。

(返還計画の変更)

第10条 奨学生であった者は、前条の返還計画書に記載した事項に変更があったとき又は返還計画書に記載した事項を変更しようとするときは、市長へ変更の内容を記載した返還計画書を提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の猶予)

第11条 条例第9条の規定により、奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、高梁市看護師等養成奨学金返還猶予(変更)申請書(様式第7号。以下「猶予申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により市長の承認を受けて奨学金の返還を猶予された者は、当該猶予された事由が変更又は消滅したときは、速やかに市長へ猶予申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除)

第12条 条例第10条の規定により奨学金の返還に係る債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、高梁市看護師等養成奨学金返還免除申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除の額等)

第13条 条例第10条第1項に規定する免除の額は、奨学金の全額とする。ただし、奨学金の一部を返還しているときは、返還未済額の全額とする。

- 2 条例第10条第2項に規定する、心身の故障その他特別の事情は、重度の心身の故障により仕事等ができない状況になったとき、又は火災、災害等により奨学金に係る債務の返還ができないときとし、奨学金の返還に係る債務の全部又は一部免除の額は、市長が返還できないと認める額とする。
- 3 条例第10条第3項に規定する奨学金の返還に係る債務の全部又は一部の免除の額は、看護師等として、市内の医療機関、福祉施設その他市長が適当と認める機関(以下「医療機関等」という。)に勤務した期間を奨学金の貸付けを受けた期間で除した数値に奨学金の返済に係る債務の全額(貸付金の総額)を乗じて得た額(奨学金の返済に係る債務の全額から返還済額を除いた額を上限とする。)とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(奨学金の返還特例)

第14条 前条第3項の奨学金の返還に係る債務の額を一部免除した後において、なお奨学金の返還に係る債務がある場合の返還は、条例第8条の規定に準じ返還するものとし、その期間は、貸付けを受けた期間の3倍に相当する期間から奨学金の返還を行っていた期間を差し引いた期間を限度として、月賦、半年賦、年賦又は一括、分割により返還しなければならないものとする。

(異動届)

第15条 奨学生又は奨学生の親権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに異動届(様式第9号)に、その事実を確認することができる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 卒業したとき。
  - (2) 看護師等の資格を取得したとき。
  - (3) 休学、復学又は退学したとき。
  - (4) 進学又は原級留置したとき。
  - (5) 停学その他の処分を受けたとき。
  - (6) 本人、連帯保証人の身分その他重要な事項に異動のあったとき。
- 2 奨学生又は親権者が疾病等により、前項の届け出ができないときは、連帯保証人又は、後見人若しくは家族等が届け出るものとする。

(死亡届)

第16条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、連帯保証人又は遺族は、異動届(様式第9号)に戸籍抄本を添えて市長へ届け出るものとする。

(責務)

第17条 奨学生又は奨学生であった者は、条例第2条第1号の学校等を卒業した後の就職先の選定及び決定について、自らの責任において行うものとする。

- 2 奨学生であった者の内、奨学金の返還をしている者及び奨学金の返還の猶予を受けている者は、奨学金の返還が完了又は償還金免除の承認を受けるまでの間、毎年4月に現住所を証明する書類等添付した、現住所届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(返還の猶予の要件)

第18条 条例第9条第4号の市長が定める要件は、看護師等として市外の医療機関等に勤務し、卒業の日の属する月の翌月から起算して5年以内に市内の医療機関等に勤務する意思を有する者とする。

(その他)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月9日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月23日規則第15号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月7日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日規則第13号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日規則第15号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月27日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行し、令和元年12月14日から適用する。

附 則（令和3年3月24日規則第12号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月11日規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則の規定により作成された様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

## 高梁市看護師等養成奨学金貸付申請書

高梁市長 様

高梁市看護師等養成奨学金の貸付けを受けたいので、高梁市看護師等養成奨学金貸付条例施行規則第2条の規定により申請します。

条 例 第 2 条 に 規 定 す る 資 格	第 1 号 ・ 2 号 の 資 格  ( 申 請 者 )	氏 名	生年月日	年	月	日
		住 所	連絡先			
		本 籍				
		学校又は養成所の名称 入学年月日	卒業予定年月日	年	月	日
	(申請者以外)	氏 名	生年月日	年	月	日
住 所						
第3号の意思の有無						
貸付金総額 円						
貸付期間 年 月 日から 年 月 日まで						
連 帯 保 証 人	氏名	年 月 日生	申請者との続柄			
	住 所	連絡先	職業			
	本籍			年収		
	氏名	年 月 日生	申請者との続柄			
	住 所	連絡先	職業			
	本籍			年収		
決定区分 <input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない						
許可条件又は理由						

様式第1—1号(第2条関係)

奨 学 生 推 薦 書

フリガナ		性別	生 年 月 日
氏 名			昭和 年 月 日 平成
進 学 学 校 ・ 学 部 等 (在 学)			年 月入 学 年 月卒業予定 (修業年限 年) (4月現在で記入してください。)
学 習 評 価	学習成績の評価		特定所見
	評定平均値 (5段階評価)	. 点	
人 物 評 価	人物概評※		特定所見
	A・B・C・D・E		
健 康 評 価	健康概評※		特定所見
	可・注意・不可		
推 薦 所 見	その他の推薦の参考事項		
<p>上記の者は、人物及び学術ともに優秀で身体健康であり、ここに高梁市看護師等養成奨学生として推薦します。</p> <p>高梁市長            様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学 校 名 職・氏名</p> <p style="text-align: right;"><small>(本人の自署による署名又は記名押印をしてください。)</small></p>			

※印の欄はいずれかに○をしてください。推薦書は密封して本人へ渡してください。

様式第2号(第4条関係)

高梁市看護師等養成奨学金貸付決定通知書

年 月 日

様

高梁市長



次のとおり高梁市看護師等養成奨学金の貸付けを決定しましたので、高梁市看護師等養成奨学金貸付条例施行規則第4条第3項の規定により通知します。

貸付決定番号	第 号
貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定金額	円
貸付期間	年 月 日から
	年 月 日まで
(指示事項)	
備考	

様式第3号(第5条関係)

高梁市看護師等養成奨学金借入証書

年 月 日

高梁市長 様

借受人(奨学生)

現住所  
氏名  ㊟

連帯保証人

現住所  
氏名  ㊟

現住所  
氏名  ㊟

次のとおり奨学金の借入れをします。つきましては、高梁市看護師等養成奨学金貸付条例、高梁市看護師等養成奨学金貸付条例施行規則及びその他関係法令に従い、高梁市看護師等養成奨学金借入返還(変更)計画書のとおり返還します。

貸付決定番号	第 号		
貸付決定年月日	年 月 日		
借入金額等	年度借入予定総額 円		
	内訳	借入予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
		借入金月額 円	

様式第4号(第5条・第8条関係)

高梁市看護師等養成奨学金借入返還(変更)計画書

返還予定方法		返還予定 期 間	返還予定総額  円
月賦 半年賦 年賦 その他( )		返還予定 開始年月  年 月	
		返還完了 予定年月  年 月	
1回当たりの 返還予定金額	月賦 半年賦 年賦	円	
上記の返還計画のとおり返還し、貸付けを停止又は廃止されたときは、条例及び規則の規定により返還します。			
		奨学生 住 所 氏 名 <small>(本人の自署による署名又は記名押印をしてください。)</small> 生年月日 年 月 日生	
備考			

様式第5号(第9条関係)

高梁市看護師等養成奨学金借用証書							
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">           収入印紙         </div>	年 月 日						
高梁市長 様	借受人 (奨学生) 現住所 _____ 氏 名 _____ (印)						
	連帯保証人 現住所 _____ 氏 名 _____ (印)						
	現住所 _____ 氏 名 _____ (印)						
<p>次のとおり奨学金を借用しました。つきましては、高梁市看護師等養成奨学金貸付条例、高梁市看護師等養成奨学金貸付条例施行規則及びその他関係法令に従い、高梁市看護師等養成奨学金返還(変更)計画書のとおり返還します。</p>							
貸付決定番号	第 号						
貸付決定年月日	年 月 日						
借 用 金 額	借用総額 円						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">内 訳</td> <td style="width: 20%;">借用期間</td> <td style="width: 70%;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>借用月額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	内 訳	借用期間	年 月 日から 年 月 日まで		借用月額	円
	内 訳	借用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
	借用月額	円					

## 高梁市看護師等養成奨学金返還(変更)計画書

返還方法		返還期間		返還総額 円	
月賦 半年賦 年賦 その他 ( )		返還開始年月 年 月			
		返還予定年月 年 月			
1回当たりの返還予定額		月賦	半年賦	年賦	円
条例及び規則の規定により返還します。					
奨学生	氏名		生年月日	年 月 日生	
	住所				
	学校名				
連帯保証人	氏名		生年月日	年 月 日生	
			奨学生との続柄		
	年収	万円	勤務先		
	住所				
	氏名		生年月日	年 月 日生	
			奨学生との続柄		
年収	万円	勤務先			
住所					
備 考					

※返還済の奨学金については、返還の免除が適用されません。

高梁市看護師等養成奨学金返還(変更)計画書

返還年月日			金額 (円)	返還年月日			金額 (円)
合計金額							

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

高梁市長 様

高梁市看護師等養成奨学金返還猶予(変更)申請書

高梁市看護師等養成奨学金の返還猶予を受けたいので、高梁市看護師等養成奨学金貸付条例施行規則第11条の規定により申請します。なお、事業効果の調査を目的とする場合に限り、勤務する市内医療機関等に対し、高梁市が、勤務状況の聞き取りを行うことに同意します。

申請者	住 所	
	氏 名	(署名又は記名押印)
貸付決定番号	第	号
貸付けを受けた期間	年 月 日から	年 月 日まで
貸付決定金額		円
既に返還した金額		円
返還未済額		円
返還猶予の事由		

※以下は、申請者は記入しないでください

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する	<input type="checkbox"/> 承認しない
承認条件又は理由		

様式第 8 号(第 12 条関係)

年 月 日

高梁市長 様

高梁市看護師等養成奨学金返還免除申請書

高梁市看護師等養成奨学金の返還に係る債務の免除を受けたいので、高梁市看護師等養成奨学金貸付条例施行規則第12条の規定により申請します。

申請者	住 所	
	氏 名	
貸付決定番号	第	号
貸付けを受けた期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
貸付決定金額		円
既に返還した金額		円
返還未済額		円
返還免除額		
返還免除の事由		

※以下は、申請者は記入しないでください

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する	<input type="checkbox"/> 承認しない
承認条件又は理由		

様式第9号(第15条・第16条関係)

異 動 届

奨学生又は親権者

住 所

氏 名

高梁市看護師等養成奨学金貸付条例施行規則第15条及び第16条に規定する異動があったので、同条の規定により届け出ます。

貸付決定番号	第 号	
貸付けを受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで	
貸付決定金額	円	
異動事由	記 事	理 由
卒業	年 月 日	
資格取得	年 月 日	
休学・復学	年 月 日	
退学・停学 (その他の処分)	年 月 日	
進学・原級留値 (留年)	年 月 日	
転学	年 月 日 転学前校名( ) 転学後校名( )	
死亡	年 月 日	
その他重要な事項		

様式第10号(第17条関係)

現 住 所 届

奨学生であった者

住 所

氏 名

高梁市看護師等養成奨学金貸付条例施行規則第17条の規定により届け出ます。

現 在 の 状 況 ( 該 当 す る 方 へ ○ 印 )	奨学金を返還している 奨学金の返還猶予を受けている
貸 付 決 定 番 号	第 号
貸 付 け を 受 け た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
貸 付 決 定 金 額	円
本 籍 地	
借 用 書 に 記 載 し て い る 住 所	
年4月1日の現住所	
本 年 中 の 住 所 移 転 の 有 無	有 無
備 考	

様式第1号 (第2条関係)

様式第1—1号 (第2条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条・第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条・第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第12条関係)

様式第9号 (第15条・第16条関係)

様式第10号 (第17条関係)